

新型インフルエンザ等対策特別措置法に係る特定接種登録について

徳島県保健福祉部

特定接種とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づき、**新型インフルエンザ等が発生した場合に、「医療の提供の業務」・「国民生活・国民経済の安定に寄与する業務」**を行う事業者の従業員や、「**新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員**」に対して臨時に行う予防接種のことです。なお、**特定接種の対象者となるためには、予め厚生労働大臣の登録を受ける必要があります。**

今回の登録対象

新型インフルエンザ等が発生したときに医療を提供することになる「**医療の提供の業務**」の事業者の登録を、優先して、平成25年度中に行う。

「**新型インフルエンザ等医療提供を行う業務**」

「**重大緊急医療提供を行う事業**」

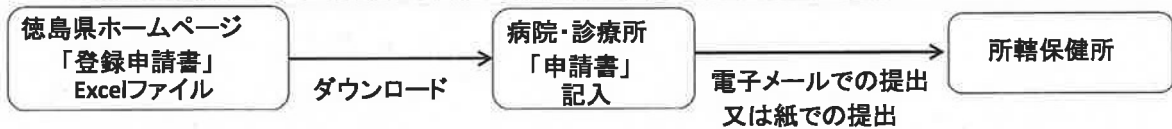
「**新型インフルエンザ等発生時にも業務を継続的に実施する努力義務が発生する。**」

➡ 「**業務継続計画**」の作成が必要

登録方法

申請は、**所轄の保健所**に行く。

※登録業務に関する問い合わせは**所轄保健所**が対応する。

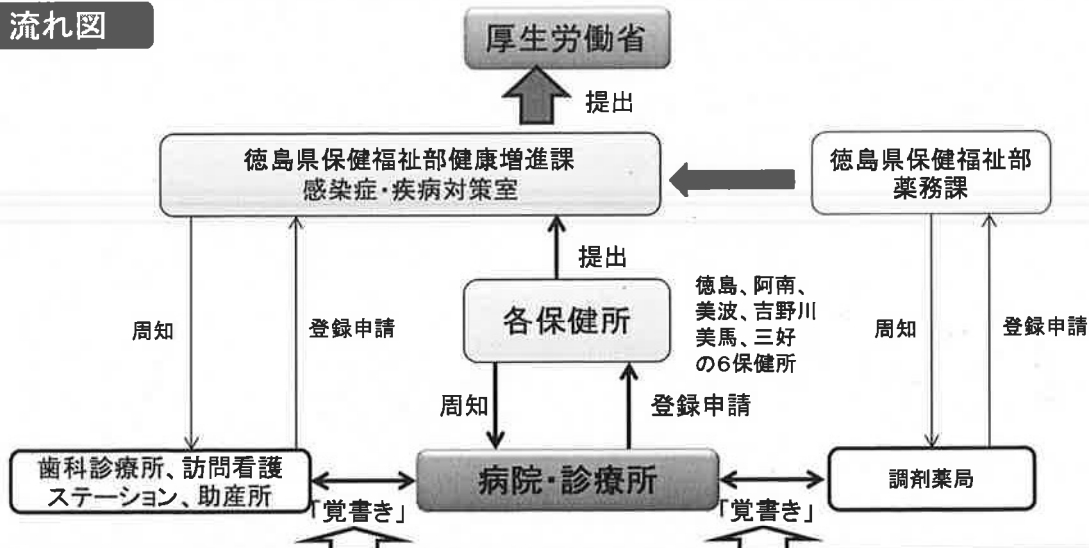


スケジュール

- H25.12月 県(感染症・疾病対策室)から各病院への説明会を開催(12/26) PM3:00~4:00
- H26. 1月 保健所から診療所への通知文書等による周知(1月上旬)、問い合わせへの対応
- ~2月 病院から保健所へ登録申請(1月中)
診療所から保健所へ登録申請(1月~2月中)
- 3月 県から厚生労働省へ提出

※なお、平成26年度から「国民生活・国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者の登録開始

流れ図



○「**特定接種の接種体制に関する覚書**」は、**歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所**の登録に必要

登録の要件

「新型インフルエンザ等医療提供を行う業務」

「業務継続計画」の作成

→ 一般の病院・診療所では「業務継続計画」は感染症法第6条7項の「新型インフルエンザ」の対応でよいことにしたい。

「新型インフルエンザ等」の定義

新型インフルエンザ等対策特別措置法での「新型インフルエンザ等」の定義は感染症法の感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第九項に規定する新感染症

第7項 第1号 新型インフルエンザ
第2号 再興型インフルエンザ ⇒ 「対応をお願いしたい」

第9項 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であつて、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

参考「Q&A」から抜粋①

問5. 新型インフルエンザ等の患者が緑内障発作等の緊急疾患を合併した際に提供する医療は、新型インフルエンザ等医療に該当しますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療とは、新型インフルエンザ等の診断、治療等を行うものであり、新型インフルエンザ等の患者が合併した疾患に対する医療は、新型インフルエンザ等医療には該当しません。ただし、普段はインフルエンザの診断、治療等の医療の提供に従事しない職員でも、新型インフルエンザ等発生時に、新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供に従事する者は登録対象となります。

問6. 普段はインフルエンザの医療提供を行わない医療機関でも、発生時に新型インフルエンザ等医療を行う場合は、登録の対象となりますか。

(答) 登録事業者となった場合には、新型インフルエンザ等の発生時においても当該業務を継続的に実施する努力義務が課され、また、新型インフルエンザ患者の受け入れ可能な医療機関として位置づけられるとともに、新型インフルエンザ等医療を行う医療機関である旨が公表されることとなります。その点をご了承いただいた上で、申請をお願いします。この場合は、新型インフルエンザ等発生時に新型インフルエンザ等の医療の提供を行う医療機関として、登録対象となります。なお、上記の点にご了承いただけない場合は、登録対象外となります。

問7. 新型インフルエンザ等の予防接種(特定接種や住民接種)のみを行う医療機関は、新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として登録の対象となりますか。

(答) 予防接種のみを行う医療機関は、新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として登録の対象になりません。新型インフルエンザ等医療提供とは、具体的には、新型インフルエンザ等の診察、検査、治療、入院などの提供を言います。

参考「Q&A」から抜粋②

問 39. 業務継続計画を作成するのに時間がかかります。作成予定として登録することはできますか。

(答) 医療機関については、行動計画においても業務継続計画(診療継続計画)を作成することとされています。また、業務継続計画は、登録申請時に作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けなければなりません。業務継続計画の作成に時間がかかるということについては、まずは、業務継続計画の初版を作成して、登録後に各機関で順次改定させていくという考え方から、今般の申請に当たっては、初版に当たるものを作成し、登録していただきたいと考えています。登録要領に、業務継続計画に記載すべき事項をお示ししています。

※記載すべき事項(「登録要領」より)

- ・新型インフルエンザ等発生時の診療継続方針
- ・新型インフルエンザ等発生時の重要業務、縮小業務及び休止業務の分類並びに重要業務の継続方針
- ・新型インフルエンザ等発生時の重要業務継続のための具体的方策
- ・その他必要な事項(特定接種の実施に必要な事項等)

問 40. 業務継続計画を提出する必要はありますか

(答) 業務継続計画は、登録申請時に作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けることになっており、提出する必要はありません。ただし、登録手続告示第3条第4項にお示したとおり、必要に応じて提出を求めることがあります。

特定接種（医療分野）の登録要領

1 本要領の位置付け

本要領は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成25年厚生労働省告示第370号。以下「登録手続告示」という。）に基づき医療の提供の業務を行う事業者の登録が円滑に行われるよう、登録に係る留意事項等について定めるものである。

2 登録事業者及び登録対象者

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第28条の規定に基づく特定接種（医療分野）の登録対象となり得る事業者は、以下の2つの要件を満たしている必要がある。

- ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成25年厚生労働省告示第369号。以下「登録基準告示」という。）において定められた基準のうち、別添1の表の「事業の種類の詳細」に記載された事業（以下「医療提供事業」という。）に係る事業者であること。
- ② 業務継続計画※（診療継続計画）を作成していること。

※新型インフルエンザ等対策政府行動計画及びガイドラインでは「事業継続計画」と表記していたが、登録手続告示に合わせ、「業務継続計画」と表記する。

登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、法第4条第3項に基づき、新型インフルエンザ等の発生時においても医療の提供に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。また、新型インフルエンザ等の発生時に、法第18条第1項に規定する基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位等を決定することとしており、特定接種の実施を請求する確定的な権利は発生しないことに留意すること。

登録対象となり得る事業者は、登録基準告示において定められた基準のうち、別添1の表の対象業務（以下「登録対象業務」という。）に従事する者を登録対象者としてその数を登録するものとする。

なお、国家公務員及び地方公務員並びに公務員としての身分が付与されている特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人の職員についても、特定接種の実施に際し、必要なワクチンの数の把握及び円滑なワクチンの供給を行うに当たり、実施主体である国又は地方公共団体が上記登録事業者と同一の登録事項を把握する必要があるため、医療提供事業に係るこれらの職員についても上記登録事業者と同様に、特定接種登録申請書（別添2。以

下「登録申請書」という。)を用いて、都道府県を通じて、厚生労働省に報告するものとする。(法第28条第1号に基づく登録とは異なる性格のものである。)ただし、防衛省の開設する医療機関については、都道府県を経由せず、防衛省が直接周知及び取りまとめを行い、厚生労働省に報告するものとする。

3 登録及び報告の周知

厚生労働省は、都道府県等(都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。)の協力を得ながら、特定接種の登録対象となり得る事業者に対し、登録申請方法等について情報提供を行う。また、特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員並びに公務員としての身分が付与されている特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人の職員についても同様とする。

4 登録及び報告方法

本要領に基づき、厚生労働省に登録又は報告する場合においては、登録申請書(Excelシート)を都道府県から配布する(ホームページからダウンロード等を行うものとする)。登録対象となり得る事業者は必要事項を記載して、当該事業所が所在する都道府県にE-mailで提出する。提出を受けた都道府県は登録申請内容を確認の上で、取りまとめて、厚生労働省に提出する。また、やむを得ない理由により、登録申請書のダウンロード等やE-mailによる提出ができない事業者に対しては、都道府県が紙での配布・受付を行う。この場合、都道府県は、紙で受け付けたものを登録申請書(Excelシート)に転記・確認の上で、取りまとめて、E-mailで厚生労働省に提出する。

新型インフルエンザ等医療提供を行う歯科診療所については、各郡市区歯科医師会の推薦を得て、都道府県へ登録申請書を提出する。

登録申請書の配布から確認までは、原則として各保健所が行うものとする。また、都道府県は保健所を設置する市及び特別区に対しては協力を求めるものとする。

厚生労働省は、必要に応じて都道府県等の協力も得ながら、当該事業者の登録申請内容について、申請事業者である各医療機関等を担当している厚生労働省各局各課において確認を行った上で、厚生労働省に備える登録事業者管理台帳(以下「管理台帳」という。)に登録を行う。なお、登録申請内容に疑義がある場合には、都道府県等を経由し、必要に応じて当該申請事業者に対して登録対象業務の従事者数に係る算出の根拠等について照会を行うこととする。

5 登録申請書の記載事項

登録申請書の記載事項は、下記のとおりとする。

(申請者情報)

事業者名
代表者の氏名
郵便番号
所在地
電話番号
FAX 番号
E-mail アドレス

(事業所情報)

設立区分
施設区分
歯科診療所が所属する郡市区歯科医師会名 (歯科診療所のみ記載)
事業所名
郵便番号
所在地
電話番号
FAX 番号
E-mail アドレス
事業の種類
業務継続計画 (診療継続計画) を作成していること
登録対象業務の従業者数
うち申請事業者の従業者数
うち外部事業者の従業者数

(接種実施医療機関情報)

医療機関名
郵便番号
所在地
電話番号
FAX 番号
E-mail アドレス

登録事項の記載に関する詳細は、別途定めることとするが、登録事項に関する基本的な

考え方は以下のとおりである。

（業務継続計画）

登録を受けようとする事業者は、業務継続計画（診療継続計画）を作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けなければならない。なお、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定）では、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請しているため、国、地方公共団体、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人が開設する医療機関（以下「公設医療機関」という。）においても業務継続計画（診療継続計画）を作成していることを報告するものとする。

業務継続計画に記載すべき事項は以下のとおりである。

- ・ 新型インフルエンザ等発生時の診療継続方針
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務、縮小業務及び休止業務の分類並びに重要業務の継続方針
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務継続のための具体的方策
- ・ その他必要な事項（特定接種の実施に必要な事項等）

（接種実施医療機関）

病院及び診療所が、自施設で特定接種を実施する場合は、本事項は記載する必要はない。

一方、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション等は、地域医師会、病院団体や地方公共団体の協力を得て、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに当該医療機関と覚書を作成し、取り交わしておくことが必要である。なお、「特定接種の接種体制に関する覚書」の様式（別添3）を示すので、適宜活用されたい。

（常勤換算）

登録すべき従業者数については、常勤換算したものとする。

（外部事業者の考え方）

登録事業者の登録対象業務を受託している外部事業者の職員（登録事業者に常駐して当該業務を行う等不可分一体となっている場合に限る。）は、登録事業者が登録する従業者数に含むものとする。なお、外部事業者の職員には、委託や請負のほか、登録事業者の登録対象業務を担う派遣労働者も含むものとする。

なお、公設医療機関の職員は公務員の身分を有しているが、これらの職員についても、特定接種の実施に必要な事項等を報告する必要がある。一方、当該医療機関で登録対象業務を行う外部事業者（指定管理者制度を利用して管理又は運営を包括的に代行させている場合も含む。）の従業者は公務員の身分を有していないため、公設医療機関の開設者は法に

基づく登録を行う必要がある。この場合、公務員の身分を有する職員と接種の実施主体が異なることもあるため、これらの外部事業者の従業者とは、区別して対象者数を報告・登録することとする。

6 登録完了の連絡及び公表

厚生労働省は、事業者が登録事業者として厚生労働省に備える管理台帳に登録された場合には、厚生労働省のホームページにおいて、当該事業者名、事業の種類、事業所名及びその所在地、登録年月日並びに登録番号を公表する。(公表をもって連絡したものとする。) また、報告のあった公設医療機関についても、登録事業者と同様に公表するものとする。

なお、今回登録された事業者は、平成 26 年度中に Web システムが稼働した際には、厚生労働省がデータを移行するため、再度登録する必要はない。ただし、7に記載のとおり、有効期限満了の後も登録を希望する場合は、登録更新の申請が必要である。

また、厚生労働省は、新型インフルエンザ等の発生後、特定接種を実施した場合には、実施した事業者名等を公表するものとする。

7 登録の有効期間及び更新

登録の有効期間は5年とする。

有効期間満了の後も引き続き医療提供事業を行う事業者は、登録の更新を受けることができる。登録の更新を受けようとする事業者は、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に登録更新の申請を行うこと。平成 26 年度中に稼働予定の Web システムにより、登録事業者に対して、登録の有効期間満了の日の90日前に、登録の更新案内を E-mail で通知する予定である。

8 登録の変更及び廃業の届出

登録事項について変更があった場合(軽微な変更があった場合を除く。)及び廃業等があった場合の届出は、Web システムが稼働した以降(平成 26 年度中予定)に受け付ける予定である。このため、登録事項は平成 26 年度中まで基本的に変更のないものを登録すること。

9 広報・相談

厚生労働省は、都道府県等の協力を得ながら、登録事業者の対象者に的確な情報が伝達されるよう周知を行う。

10 その他

本要領は、必要に応じて適宜見直すものとする。

(申請年月日) 平成 年 月 日

特定接種登録申請書

厚生労働大臣 殿
(事業所の所在地の都道府県経由)

申請者	ふりがな
事業者名	ふりがな
代表者の氏名	郵便番号
所在地	都道府県を選択
電話番号	- -
FAX番号	- -
E-mail アドレス	@

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成25年厚生労働省告示第370号）第5条第1項の規定に該当する虚偽の記載はありません。

設立区分	設立区分を選択	施設区分	施設区分を選択	歯科診療所が所属する 郡市区歯科医師会名 (※)	施設区分で③歯科診療所 を選択した場合のみ記載
ふりがな					
事業所名					
所在地	郵便番号	-			
	都道府県を選択				
電話番号	-	-	FAX番号	-	-
E-mail アドレス	@				
事業の種類	事業の種類を選択		業務継続計画を作成 していること	作成している場合は丸印を選択して下さい	
登録対象業務の従業者数（人）	○	うち申請事業者の 従業者数（人）		うち外部事業者の 従業者数（人）	

接種実施医療機関 ※申請事業所が自事業所で接種を実施する場合は記載不要

ふりがな	
医療機関名	
所在地	郵便番号
	都道府県を選択
電話番号	- -
FAX番号	- -
E-mail アドレス	@

記載例

(申請年月日) 平成25年12月20日

特定接種登録申請書

厚生労働大臣 殿
(事業所の所在地の都道府県経由)

本記載例の場合は、神奈川県に提出します。

申請者 ふりがな	いりょうほうじんこうせいかいよ
事業者名 ふりがな	医療法人厚生会
代表者の氏名	山田太郎
所在地	郵便番号 470-3231 東京都 千代田区豊が岡1丁目2番2号
電話番号	03-1111-2222
FAX番号	03-1111-2223
E-mail アドレス	kousei@kusuri.co.jp

- 申請年月日を和暦で記載してください。
- 法人名を記載してください。
- 都道府県をリストから選択してください。
- 市区町村以下を記載してください。
- 電話番号、FAX番号は半角及びハイフンで記入ください。また、市外局番から記載してください。
- E-mailは半角英数字で記載してください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成25年厚生労働省告示第370号）第5条第1項の規定に該当する虚偽の記載はありません。

設立区分	①民間	施設区分	②診療所（歯科を除く）	歯科診療所が所属する 都市区歯科医師会名 (※)	施設区分で③歯科診療所 を選択した場合のみ記載
ふりがな	いんぷるえんざよぼうしんりょうしょ				
事業所名	インフルエンザ予防診療所				
所在地	郵便番号 222-3232	神奈川県 川崎市川崎区1丁目2番3号 新型ビル3階			
電話番号	042-1111-1111	FAX番号	042-1111-1112		
E-mail アドレス	infu@clinic.co.jp				
事業の種類	①新型インフルエンザ等医療提供 を行う事業	業務継続計画を作成 していること	○		
登録対象業務の従業者数（人）	7	うち申請事業者の 従業者数（人）	5	うち外部事業者の 従業者数（人）	2

- 法人化していない個人事業主の場合、事業所名と同一となります。
- 都道府県をリストから選択してください。
- 市区町村以下を記載してください。
- 電話番号、FAX番号は半角及びハイフンで記入ください。また、市外局番から記載してください。
- E-mailは半角英数字で記載してください。
- プルダウン形式です。リストから選択してください。

接種実施医療機関 ※申請事業所が自事業所で接種を実施する場合は記載不要

ふりがな					
医療機関名					
所在地	郵便番号	-			
	都道府県を選択				
電話番号	-	FAX番号	-		
E-mail アドレス					

- 自動計算されますので、ここには何も記入しないでください。
- 自事業所で接種を実施するため、記載していません。

特定接種の接種体制に関する覚書

(株) ○○○○代表取締役○○○○ (以下「甲」という。) と医療法人○○○代表者○○○○ (以下「乙」という。) は、新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号) 第 28 条の規定に基づき実施される特定接種の接種体制に関して、下記の事項について合意したので、ここに覚書を締結する。

記

接種実施医療機関である乙は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準 (平成 25 年厚生労働省告示第 369 号) の別表の業務に従事する甲の従業員○○人分の特定接種を行うこと。

以上

以上の合意の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各 1 通を保有する。

平成○○年○○月○○日

甲 ○○県○○市○○○丁目○番地○号
株式会社○○○○
代表取締役

○ ○ ○ ○

乙 ○○県○○市○○○丁目○番地○号
医療法人○○○○
代表者

○ ○ ○ ○

特定接種（医療分野）の登録Q & A

登録対象の考え方

新型インフルエンザ等医療

病院・診療所

問1. 新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者（医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員等）とは、具体的にはどのような業務に従事する者ですか。

（答）新型インフルエンザ等の診察、検査、治療、入院などに従事する医療従事者や、窓口業務などで新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）をいいます。

問2. 病院の管理部門で勤務する事務職員は、新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者として登録の対象となりますか。

（答）事務職員については、新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）が登録の対象となります。新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与しない管理部門の事務職員は、登録の対象ではありません。

問3. 病院給食を担当する職員も新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者として登録の対象となりますか。

（答）新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある職員など。）であれば、登録の対象となります。

問4. 眼科や皮膚科等、普段インフルエンザの診断、治療等の医療に従事しない診療科に属する職員は、登録の対象となりますか。

（答）普段はインフルエンザの診断、治療等の医療の提供に従事しない職員でも、新型インフルエンザ等発生時に、新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供に従事する者は対象となります。

問5. 新型インフルエンザ等の患者が緑内障発作等の緊急疾患を合併した際に提供する医療は、新型インフルエンザ等医療に該当しますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療とは、新型インフルエンザ等の診断、治療等を行うものであり、新型インフルエンザ等の患者が合併した疾患に対する医療は、新型インフルエンザ等医療には該当しません。ただし、普段はインフルエンザの診断、治療等の医療の提供に従事しない職員でも、新型インフルエンザ等発生時に、新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供に従事する者は登録対象となります。

問6. 普段はインフルエンザの医療提供を行わない医療機関でも、発生時に新型インフルエンザ等医療を行う場合は、登録の対象となりますか。

(答) 登録事業者となった場合には、新型インフルエンザ等の発生時においても当該業務を継続的に実施する努力義務が課され、また、新型インフルエンザ患者の受け入れ可能な医療機関として位置づけられるとともに、新型インフルエンザ等医療を行う医療機関である旨が公表されることとなります。その点をご了承いただいた上で、申請をお願いします。この場合は、新型インフルエンザ等発生時に新型インフルエンザ等の医療の提供を行う医療機関として、登録対象となります。

なお、上記の点にご了承いただけない場合は、登録対象外となります。

問7. 新型インフルエンザ等の予防接種（特定接種や住民接種）のみを行う医療機関は、新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として登録の対象となりますか。

(答) 予防接種のみを行う医療機関は、新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として登録の対象になりません。新型インフルエンザ等医療提供とは、具体的には、新型インフルエンザ等の診察、検査、治療、入院などの提供を言います。

問8. 薬局等と覚書を交わす接種実施医療機関は、特定接種の医療機関である必要はありますか。

(答) 接種実施医療機関は、特定接種の登録医療機関である必要はありません。

また問7でお示ししたとおり、予防接種のみを行う医療機関は、新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として登録の対象になりません。

歯科診療所

問9. 歯科診療所において新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供を行うものとして登録対象となる具体的な業務内容を教えてください。歯科診療所で勤務する歯科医師も登録対象者となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等の患者が多数発生し、人工呼吸器を装着する患者が増加した場合等に、誤嚥性肺炎予防の観点から、平時以上に専門的な口腔ケア（集中治療室等における人工呼吸器を装着している患者に対する処置）を実施していくことが求めら

れるため、新型インフルエンザ等に対応する歯科医療として、歯科医師がこれを実施します。該当病院に歯科医師が勤務していない場合は、病院と連携している歯科診療所の歯科医師が登録の対象者となります。

なお、新型インフルエンザ等により患っている患者に、上記の新型インフルエンザ等医療以外の医療（例えば、う歯の治療等）のみを提供する者については、登録対象とはなりません。

問 10. 歯科診療所の歯科医師に随行して病院で専門的な口腔ケア等の新型インフルエンザ医療を提供する歯科衛生士等も登録対象者となりますか。

（答）新型インフルエンザ等医療として実施される専門的な口腔ケア等に対して、歯科医師が歯科衛生士等の補助が必要な場合は、歯科診療所の歯科衛生士等も登録対象者となります。

薬局

問 11. 薬局における新型インフルエンザ等医療の具体的な内容を教えてください。

（答）処方箋に基づく新型インフルエンザ等患者に対する医薬品の調剤業務等をいいます。

問 12. いわゆる「ドラッグストア」や「薬店」の従業者は、今回の登録の対象となりますか。

（答）今回の登録の対象は、新型インフルエンザ等の発生時に調剤業務を行う薬局としており、調剤業務を行っていないドラッグストアや薬店はその対象にはなりません。

問 13. 薬局において新型インフルエンザ等患者に鎮咳薬等の一般用医薬品を販売する者も新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者として対象になりますか。

（答）今回の登録の対象は、新型インフルエンザ等の発生時に調剤業務を行う薬局としています。ドラッグストアや薬店などで販売されている一般用医薬品の提供は、新型インフルエンザ等に対する医療の提供（調剤業務等）に当たらないため、一般用医薬品や日用品などの提供のみを担当し、処方箋に基づく新型インフルエンザ等に対する医薬品の調剤業務等を担当しない職員は、今回の登録の対象となりません。

問 14. 薬局の事務職員も登録対象となりますか。

（答）新型インフルエンザ等医療を行う病院や診療所において、新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）については、

登録の対象とされています。

薬局についても、処方箋に基づく新型インフルエンザ等に対する医薬品の調剤業務等に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）は登録対象となります。

訪問看護ステーション

問 15. 訪問看護ステーションにおける新型インフルエンザ等医療の具体的な内容を教えてください。

（答）新型インフルエンザ等にり患した、またはり患していると疑う者に対して、居宅等において、看護師等が医師の指示の下に必要な診療の補助又は療養上の世話をを行うことをいいます。

問 16. 訪問看護ステーションに従事する看護補助者、事務職員も登録対象となりますか。

（答）新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠であれば登録の対象となります。例えば、体重が重い利用者を1人が支持しながら、必要な処置を行う場合等、1人で訪問看護を行うことが困難な場合が想定されます。

問 17. 指定訪問看護ステーションではない定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスの訪問看護従事者も登録対象となりますか。

（答）定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスの従事者についても、訪問看護として新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者及び新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）は、今回の登録の対象となります。

なお、上記以外の従事者は指定地域密着型サービス事業として、国民生活・国民経済安定分野のうち、介護・福祉型（類型B-1）に分類されます。

助産所

問18. 助産所は登録対象となりますか。

（答）重大緊急医療提供を行う事業として分娩を取り扱う助産所は登録対象となります。なお、当該助産所において、対象業務に従事する有資格者が登録対象となります。

問19. 分娩を取り扱わない助産所は登録対象となりますか。

(答) 対象となりません。ただし、問18において示したとおり、分娩を取り扱う助産所は重大緊急医療提供を行う事業に該当し、当該助産所において、対象業務に従事する有資格者が登録対象となります。

重大緊急医療

問20. 重大緊急医療提供に係る登録対象者は、具体的にはどのような者を指しますか。

(答) 登録基準告示において示した「重大緊急医療提供を行う事業」の項の「事業の種類
の細目」に記載の医療機関等において、当該対象業務に従事する有資格者が対象となります。

問21. 眼科、皮膚科、精神科など単科の医療機関であっても、重大緊急医療提供を行う事業として登録の対象となりますか。

(答) 登録基準告示において示した「重大緊急医療提供を行う事業」の項の「事業の種類
の細目」に記載の医療機関に該当すれば、重大緊急医療提供事業として登録の対象となります。

常勤換算

問22. 週3日勤務などパートタイムの職員は、登録対象者となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療又は重大緊急医療の対象業務に従事する者であれば、登録対象となります。ただし、「特定接種登録申請書の記載に関する手引き」に基づき、常勤換算する必要があります。

問23. 具体的に、パートタイムの職員は、どのように常勤換算すれば良いですか。

(答) パートタイム職員Aさんの登録対象業務に従事する1週間当たりの延べ勤務時間を勤務する病院における常勤者の1週間当たり勤務時間(所定勤務時間)で除した数字に1人を掛けた人数が常勤換算した従業者数となります。ただし、事業所単位で登録対象業務ごとに小数点以下を切り上げます。

例えば、所定勤務時間が週40時間の病院において、週3日、午前中(8時から12時までの4時間と仮定)だけ勤務するAさんについて常勤換算した従業者数は、4時間/日×3日÷40時間×1人=0.3人となります。

問24. 複数の事業所（医療機関）で勤務している職員は、どのように登録すれば良いですか。複数の事業所（医療機関）において常勤換算し、それぞれ登録すれば良いですか。

（答）特定接種の登録申請にあたっては、個人名を記載するのではなく、医療機関ごとに登録対象業務に従事する従業者数を記載していただくこととしています。

複数の医療機関で勤務している職員であって、それぞれの医療機関で当該職員が登録対象業務に従事する者として計上される場合は、それぞれの医療機関で当該職員の登録対象業務に係る部分を常勤換算して登録してください。

例えば、A病院において週2日、B病院において週3日登録対象業務に従事する職員は、A病院において常勤換算した $2日 \div 5日 \times 1人 = 0.4人$ として登録し、B病院においても常勤換算した $3日 \div 5日 \times 1人 = 0.6人$ としてそれぞれ登録してください。

その他

問25. 外部事業者も登録対象となりますか。

（答）登録事業者に常駐して登録対象業務を不可分一体となつて行う者であって、その事業継続に必要不可欠であれば、登録対象となります。

問26. 指定公共機関、指定地方公共機関等の団体は登録対象となりますか。

（答）登録の対象となるかどうかは、指定公共機関又は指定地方公共機関であるかを問わず、登録基準告示において示した事業に該当するかどうかによって決まるものです。

登録の事務

問27. 特定接種については国が実施主体であるが、なぜ医療関係者の登録について、都道府県等が登録の事務において協力する必要があるのですか。

（答）今回の医療関係者の登録は、政府行動計画における特定接種の接種順位の基本的考え方を踏まえ、新型インフルエンザ医療等や、生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供に従事する医療関係者から登録を開始しようとするものです。

この登録については、都道府県及び保健所設置市の皆様のご協力をお願いしていますが、これは、

- ① 医療関係者への特定接種により、新型インフルエンザ等発生時における各地域の医療体制の維持に資することが期待されるものであり、日頃から、地域の医療機関等の指導を行っている保健所が最も医療機関の状況を把握していると考えられること

② 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 4 項においては、厚生労働大臣は登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、都道府県知事や市町村長に必要な協力を求めることができるとされていること

③ ワクチンの供給については、都道府県が担う役割であり、都道府県は、登録対象となる医療関係者を把握しておくことが重要であることを踏まえたものです。

また、今後、医師会や病院団体等の関係団体の全国組織が傘下の医療機関等に対して医療関係者の登録に関する説明会を開催する予定と聞いており、その場合には、厚生労働省からも積極的に向き、このような関係団体ルートを通じても本件の周知を行っていきたいと考えています。

今回の医療関係者の登録については、都道府県及び保健所設置市の皆様のご協力が不可欠であり、是非ともご協力いただきたいと思います。

問28. 登録申請書を紙で受け付けた場合、その内容をエクセルシートへ転記することとされていますが、これは、各保健所が紙ベースで都道府県に提出し、都道府県が一括して転記するのですか。

(答) 登録申請書の受付、確認、転記などは、原則として、各保健所で行っていただき、都道府県はそれを取りまとめ、厚生労働省に提出していただきたいと思います。

問29. 登録申請書提出の締め切りを過ぎた場合は、受け付けてもらえませんか。

(答) 医療関係者の登録申請については、3月末を一旦の期限とすることとしています。この期限に間に合わなかった場合は、平成 26 年度中に Web を利用した登録が開始される予定なので、このシステムを利用して登録申請することができます。都道府県は、3月末以降 Web システム稼働までは、登録申請や修正を受け付ける必要はありません。なお、都道府県が取りまとめるに当たり支障が生じ、特段の配慮が必要となる場合には、厚生労働省にご相談ください。

問30. 提出期限の平成 26 年 3 月 20 日とは、医療機関等から都道府県への申請期限なのですか。厚生労働省への提出期限なのですか。

(答) 厚生労働省への提出期限です。

問31. E-mail アドレスの登録は必須ですか。E-mail アドレスを持たない診療所等は、登録できないと考えてよいですか。

(答) 特定接種の発生時や登録更新時の連絡などに使用するため、E-mail アドレスの登録は必須です。なお、記載の手引きに記載のとおり、緊急時に連絡が取ることが可能であれば、代表者の携帯電話の E-mail アドレスなどでも差し支えありません。

問 32. 申請書の内容に疑義が生じた場合、都道府県経由で照会すると登録要領に記載がありますが、その際の必要な指示等は厚生労働省から示されますか。

(答) 都道府県における確認の時点で疑義が生じた場合には、適宜照会していただいて構いません。また、厚生労働省における確認の時点で疑義が生じ、都道府県に照会をお願いする場合には、疑義が生じた理由をお示ししつつ、例えば登録対象業務の従業者数に係る算出の根拠をご確認いただきたいなどといったお願い等を行う予定です。

問 33. 登録申請書とともに登録者名簿や総従業者数などの資料を提出してもらうべきではないですか。

(答) 登録要領に記載のとおり、登録者名簿や従業者数の提出を、求めるものではありませんが、登録申請内容に疑義がある場合には、登録対象業務の従業者数に係る算出の根拠等について照会を行うこととしています。

問 34. 新型インフルエンザ等の医療の提供を行う歯科診療所の歯科医師等の登録申請はどのように行うのですか。

(答) 都道府県においては、各都道府県歯科医師会に周知をし、登録申請のとりまとめを行ってください。おおむね各郡市区歯科医師会あたり1歯科診療所を推薦していただき、各都道府県歯科医師会で取りまとめ、都道府県に登録申請をしていただきたいと思います。

問 35. 各郡市区歯科医師会あたり1歯科診療所の推薦とあるが、病院と連携して新型インフルエンザ等医療提供を行う歯科診療所が地域に複数か所あった場合の取扱いはどうなりますか。

(答) 各郡市区歯科医師会あたり1歯科診療所を原則としていますが、箇所数については、新型インフルエンザ等医療を提供する病院との医科歯科連携の実態、地理的な事情、人口規模等を考慮して決定していただきたいと思います。

問 36. 訪問看護ステーションについて、登録申請の内容の確認はどの部署がすればよいですか。

(答) 訪問看護ステーションは、介護保険法（平成9年法第123号）に基づき、都道府県知事（事業所の所在地が指定都市・中核市である場合は指定都市・中核市市長）が指定を行っています。

このため、保健所が訪問看護ステーションに係る情報を把握していない場合は、介護保険法に基づく指定事務を担当している介護保険主管部局と協力して、都道府県内

で確認していただきたいと考えています。

問 37. 登録申請しても、登録されない場合もあり得ると考えますが、その理由は厚生労働省から回答されますか。

(答) 登録しない場合には、登録手続告示第5条第2項においてお示ししたとおり、厚生労働省から当該事業者に対し、理由を付してその旨を通知することとなります。

問 38. 登録申請に関する情報提供は、厚生労働省のホームページなどでもされますか。

(答) 登録申請書であるエクセルシート、記載の手引き、Q&A等を厚生労働省のホームページに掲載します。

また、可能な限り、各都道府県等においても、それぞれのホームページから登録申請書のダウンロードや参考資料の閲覧等をできるようにしていただきたいと考えています。

業務継続計画（診療継続計画）

問 39. 業務継続計画を作成するのに時間がかかります。作成予定として登録することはできますか。

(答) 医療機関については、行動計画においても業務継続計画（診療継続計画）を作成することとされています。また、業務継続計画は、登録申請時に作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けなければなりません。業務継続計画の作成に時間がかかるということについては、まずは、業務継続計画の初版を作成して、登録後に各機関で順次改定させていくという考え方から、今般の申請に当たっては、初版に当たるものを作成し、登録していただきたいと考えています。登録要領に、業務継続計画に記載すべき事項をお示ししています。

問 40. 業務継続計画を提出する必要はありますか。

(答) 業務継続計画は、登録申請時に作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けることになっており、提出する必要はありません。ただし、登録手続告示第3条第4項にお示ししたとおり、必要に応じて提出を求めることがあります。

問 41. 業務継続計画を作成していないことを都道府県等が知った場合、厚生労働省へ報告する必要はありますか。

(答) 登録手続告示第5条第1項又は第8条第1号の規定に該当するため、業務継続計画を作成していないことが判明した場合は厚生労働省へ報告していただきたいと考えて

います。また、その場合、登録手続告示第9条第4項の規定にあるとおり、登録が削除されることがあります。

登録事務に係る補助金

問 42. 特定接種の登録業務にかかる補助金については、なぜ補助率 1/2 なのですか。

(答) 特定接種の登録については、地域の医療体制や社会機能の維持・確保のために実施されるものであるため、国と地方公共団体が共同して実施する事務であり、円滑な運営を期するために、その登録業務に係る費用負担については補助率 1/2 として協力していただくこととしています

問 43. 登録事務に係る補助金の補助対象者は都道府県とされているが、保健所を設置している政令市や特別区に対する補助金の交付はありますか。また、補助金の交付が無い場合における政令市、特別区の事務負担の財政措置のスキームはどのようになりますか。

(答) 登録事務に係る補助金の補助対象者は都道府県であるため、政令市、特別区に対する国からの直接補助はありません。そのため、政令市、特別区におかれましては、都道府県と連携を図りながら、都道府県からの事務委託等として協力要請があれば必要に応じてご協力いただきたいと思います。

問 44. 平成 25 年度の補助金交付のスケジュールを教えてください。

(答) 平成 25 年 12 月中に厚生労働省が各都道府県から要望額を聞き取り、これらを取りまとめ、平成 26 年 1 月以降に交付申請の受理及び交付決定を行う予定です。

問 45. 平成 26 年度以降における登録や修正等の事務に係る補助金の交付はありますか。

(答) 平成 26 年度以降についても、平成 25 年度と同様の補助事業を行う予定です。

問 46. 郵送料も補助金の対象となりますか。

(答) 郵送料を含めた役務費を対象経費とする予定です。

接種体制

問 47. 訪問看護ステーション、薬局、歯科診療所にワクチンが届くのでしょうか。

(答) 事前に登録された接種実施医療機関にワクチンは届けられます。実際の特定期間の

対象、接種総数、接種順位については、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断され、基本的対処方針によって決定されます。届けられるワクチンの数量は、この決定に応じたものとなります。そのため、予め厚生労働大臣に登録された接種対象者の数だけ届くとは限りません。

問 48. 特定接種の実施の際には、登録事業所の接種実施医療機関に対して、10ml バイアルのワクチンが供給されるのですか。

(答) 供給バイアルサイズについては、10ml 等のバイアルで供給することを想定しています。

なお、集団的接種が不可能又は不適切である接種対象者、各会場における端数の人数及び小規模な医療機関の医療従事者への接種等に対応するため、一定程度は1ml 等の小さなバイアルを確保することを想定しています。

問 49. 新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおいて「100人以上を単位として接種体制を構築する」とあるが、個々の事業所が、100人以上の体制を構築する必要がありますか。

(答) 今回の医療関係者の登録については、接種体制が構築されていれば、一つの事業所からの登録対象者が100人以下であっても、登録の対象となります。